

大型・中型・二種免許が 19才から免許取得可能になりました

受験資格特例教習とは

2022年5月13日施行の改正道路交通法により、大型免許や二種免許等を取得する際に必要な受験資格要件について受験資格特例教習を受講することにより特例的にそれらの受験資格要件を引き下げることができるようになりました。受験資格特例教習には以下の3つの課程があり、それぞれ受講する課程により引き下げられる受験資格要件が異なります。受験資格特例教習受講後、改めて取得したい免許(大型車、中型車、二種)を受講する必要があります。

●取得条件を満たしていない条件として3種類の過程に分けられます。

◆年齢課程◆

取得要件のうち年齢を19歳以上に引き下げることができます

◆経験課程◆

取得要件の普通免許などの運転経験年数を1年以上に引き下げることが

◆全課程◆

年齢要件(19歳以上)運転経験年数要件(1年以上)を同時に引き下げること

特例教習	免許保有経験	免許保有経験	免許保有経験
	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
19歳	中型:年齢・経験課程 大型・二種:年齢・経験課程	—	—
20歳	中型:経験課程 大型・二種:年齢・経験課程	中型:不要 大型・二種:年齢・経験課程	—
21歳以上	中型:経験課程 大型・二種:経験課程	中型:不要 大型・二種:経験課程	—

特例教習料金表

課程	規定 教習 時間	実 技	学 科	諸経費 (入学金・器材費・ 適性料金等)	上段 税別	合 計
					下段 消費税	
年齢・経験課程	36	(31H×6,000) 186,000	(5H×2,500) 12,500	51,500	250,000 25,000	275,000
経験課程	29	(27H×6,000) 162,000	(2H×2,500) 5,000	43,000	210,000 21,000	231,000
年齢課程	7	(4H×6,000) 24,000	(3H×2,500) 7,500	8,500	40,000 4,000	44,000

* 上記料金は、基準時間で修了した場合の料金となります

* 入校に関して

ご入校に関しましては、19歳以上、普通自動車経験1年以上が必要となります。

※ AT限定免許所持の場合は限定解除後のご入校となります。

* 視力に関して

ご入校の際には、今後取得する運転免許種別に準ずる視力検査を実施いたします。

(中型車・大型車・二種:片眼0.5以上・両眼0.8以上、深視力3回測定 of 平均誤差が2cm以内)

* 教習に関して

実技教習の際は、運転に適した服装や靴を着用してください。
(特にヒールの高い靴や、サンダルでは教習できませんのでご注意ください。)

* 諸経費に関して

上記料金表における諸経費には、入校金・器材費・写真代・適性検査費・修了証明書発行手数料等が含まれます

* 教習料金の支払いに関して

教習料金合計金額のお支払いは以下支払方法よりお選びください。
①一括払い及び2回払い
②カード払い・教習ローン…入校日前日までに、手続きを完了させていただきます。詳しくは窓口でお尋ねください。

Matsuki Driving SchoolNISHISHIBATA

厚生労働大臣指定講座

教育訓練給付制度のご案内

最大10万円が国から助成される制度です

教育訓練給付金制度とは、一定の支給要件を満たした方が、厚生労働省の指定を受けた講座を受講し修了した場合、教育訓練経費の一部を給付金として支給される制度です。

■支給要件と支給額

- 雇用保険の被保険者として雇用された期間が通算3年以上の方（初めての方は1年以上）
- 離職者は、離職の翌日から受講開始までが1年以内であること
- 過去に給付制度を利用したことがある場合は、利用後3年以上経過していること
- 支給額：教育訓練経費の20%（上限10万円）

※給付対象は教育訓練経費のみに適用されます。それ以外は自己負担となります。
※お客様個人の要件により、上限額が変更になる場合があります。

手続の流れ

①支給要件を確認

ハローワークで支給要件を確認後「支給要件回答書」を発行してもらってください。回答書をもらう際は講座指定番号が必須です。

②お電話で予約

希望講座、入校日が決まりましたら当校にお電話ください。空き状況を確認して予約をお取りいたします。

③料金のお支払い

指定された期日までお支払いください。

④受講開始（入校）

指定された日時までお越しください。

⑤講習修了後給付金の申請

1か月以内にハローワークで支給手続きを行ってください。

入校後のコース変更はできません。ご利用の際は必ず入校前にご申告ください。

●特例教習＋大型

教習車種	訓練時間	受講費用総計 (お支払い頂く料金)	教育訓練経費	給付予定額	給付金差引額 (実質ご負担額)
受験資格特例教習＋大型 (普通MT免許所持) 講座指定番号 1520122-2320022-4	58	701,140	入学料 77,000 受講料 669,570 746,570	100,000	601,140

●特例教習＋大型二種

教習車種	訓練時間	受講費用総計 (お支払い頂く料金)	教育訓練経費	給付予定額	給付金差引額 (実質ご負担額)
受験資格特例教習＋大型二種 (普通MT免許又は 準中型5t限定MT免許所持) 講座指定番号 1520122-2320012-1	76	836,770	入学料 77,000 受講料 534,490 611,490	100,000	736,770